

掛川市規則第 24 号

掛川市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 27 年 3 月 23 日

掛川市長

(別紙)

掛川市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市身体障害者福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（費用の徴収）」に改め、同条第1項中「その納入義務者」を「その扶養義務者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項に規定する額を決定し、又は変更したときは、徴収額決定（変更）通知書（様式第11号）により納入義務者に通知するものとする。

第8条を次のように改める。

（費用の不徴収）

第8条 市長は、納入義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、費用を徴収しない。

- (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、費用の徴収が困難であると認めるとき。
- (2) 災害等により生活が著しく困難となり、費用の徴収が困難であると認めるとき。
- (3) 前2号に準ずる事由があると認めるとき。

2 納入義務者は、前項各号のいずれかに該当する場合は、不徴収事由申告書（様式第12号）に同項各号に該当することを証する書面を添えて、市長に申告しなければならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により費用を徴収しない場合について準用する。

第9条及び第10条を削る。

様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

徴収額決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

障害福祉サービスの提供等（障害者支援施設等への入所等）に要する費用の額について、次のとおり決定（変更）したので通知します。

対象者	氏名	
	住所	
措置内容		
費用徴収額	年 月 日から月額 円	
決定（変更）の理由		

（注）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

様式第13号を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。